

福岡都心地域都市再生緊急整備協議会

第2回整備計画部会（書面表決） 次第

日時 平成31年3月15日（金）
（書面表決回答提出期限日）

1. 議 案

- ・整備計画の変更について

2. 送付資料

《会議資料》

- | | |
|-----------------------|-------|
| ・協議会構成員名簿、整備計画部会構成員名簿 | 【資料1】 |
| ・整備計画 | 【資料2】 |
| ・協議会規約、会議運営要綱 | 【資料3】 |
| ・整備計画(案) | 【資料4】 |

福岡都心地域都市再生緊急整備協議会
構成員名簿

氏 名	役 職 等	備 考
◇国の関係行政機関		
あ べ しん ぞう 安 倍 晋 三	内閣総理大臣	(会長)
いし ば しげる 石 破 茂	地方創生担当大臣	(会長職務代理者)
いし い けい いち 石 井 啓 一	国土交通大臣	
◇地方公共団体		
お がわ ひろし 小 川 洋	福岡県知事	
たか しま そういちろう 高 島 宗一郎	福岡市長	
◇民間事業者等		
うり う みち あき 瓜 生 道 明	九州電力株式会社 代表取締役社長	
あお やぎ とし ひこ 青 柳 俊 彦	九州旅客鉄道株式会社 代表取締役社長	
にし むら まつ じ 西 村 松 次	株式会社九電工 代表取締役社長	
くら とみ すみ お 倉 富 純 男	西日本鉄道株式会社 代表取締役社長	
ふる いち たけし 古 市 健	日本生命保険相互会社 代表取締役副社長	
にし むろ たい ぞう 西 室 泰 三	日本郵政株式会社 取締役兼代表執行役社長	
えの もと いち ろう 榎 本 一 郎	福岡地所株式会社 代表取締役社長	
すぎ やま ひろ たか 杉 山 博 孝	三菱地所株式会社 取締役社長	
か がわ ゆう じ ろう 加 川 裕 治 郎	西日本旅客鉄道株式会社 執行役員福岡支社長	
くろ き こう じ 黒 木 康 司	福岡地下街開発株式会社 代表取締役社長	
うる ま みち ひろ 漆 間 道 宏	株式会社博多ステーションビル 代表取締役社長	
まつ なが きよ てる 松 永 清 輝	株式会社朝日ビルディング 九州支社長	
まる やま やす はる 丸 山 康 晴	株式会社ＪＲ博多シティ 代表取締役社長	
◇独立行政法人		
かみ にし いく お 上 西 郁 夫	独立行政法人 都市再生機構 理事長	

氏 名	役 職 等	備 考
◇エリアマネジメント団体等		
あそ う ゆたか 麻 生 泰	福岡地域戦略推進協議会 会長	
たか さき しげ ゆき 高 崎 繁 行	天神明治通り街づくり協議会 会長	
なか むら こう じ 中 村 耕 二	We Love 天神協議会 会長	
ほん ごう ゆずる 本 郷 譲	博多まちづくり推進協議会 会長	

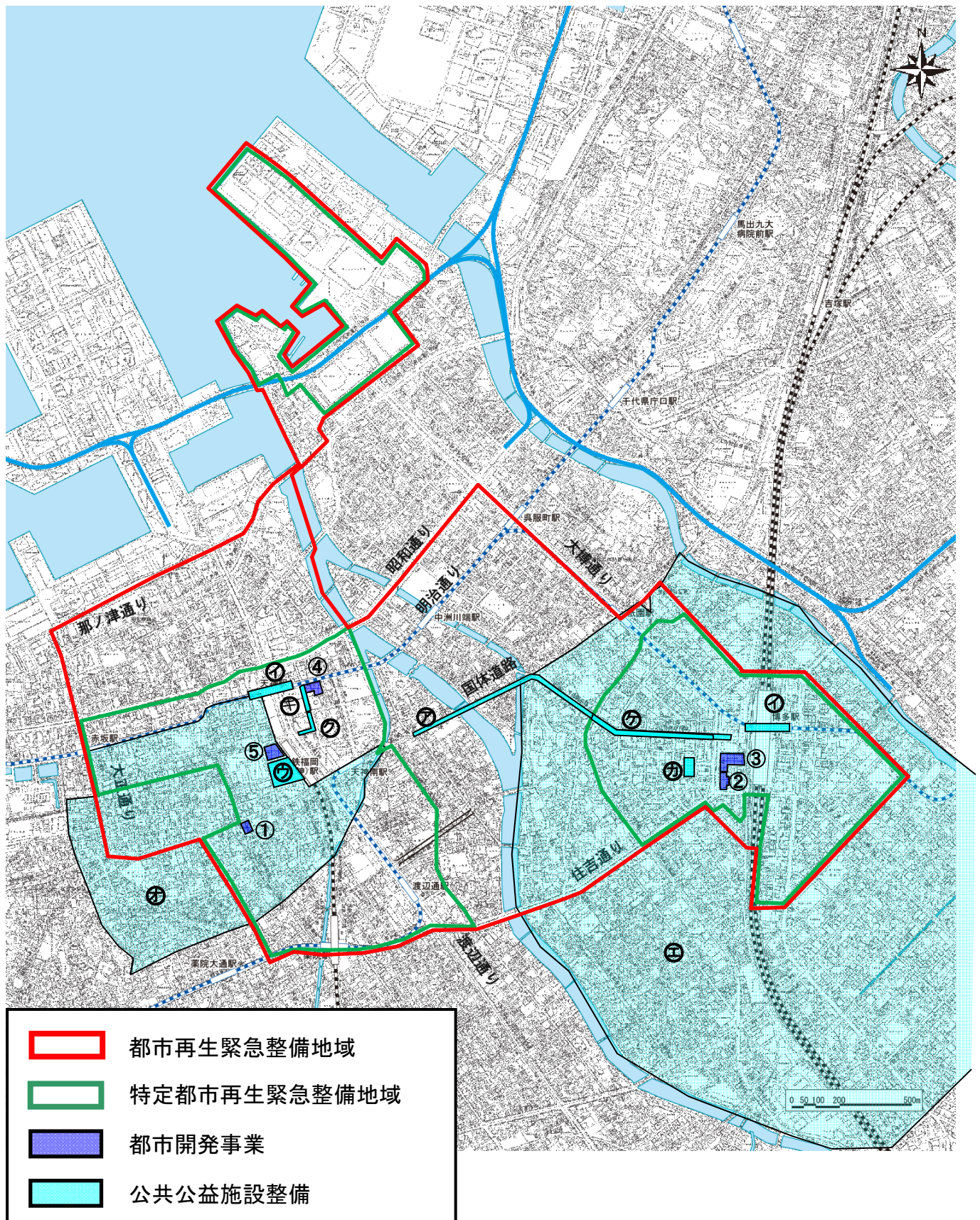
福岡都心地域都市再生緊急整備協議会
整備計画部会構成員名簿

氏 名	役 職 等	備 考
◇国の関係行政機関		
鹿 野 正 人	内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）	
百 合 草 真 人	国土交通省九州地方整備局建政部 都市・住宅整備課長	
前 川 翔	国土交通省九州運輸局交通政策部 交通企画課長	
◇地方公共団体		
赤 星 健 太 郎	福岡県 建築都市部 都市計画課長	
宮 本 章 信	福岡市住宅都市局 都心創生部長	（部会長）
◇民間事業者等		
大 神 徳 仁	九州電力株式会社 地域共生本部 地域振興グループ長	
吉 野 敏 成	九州旅客鉄道株式会社 経営企画部 担当部長	
山 口 浩 二	株式会社九電工 総務部 部長 地域共生担当	
堀 江 広 重	西日本鉄道株式会社 執行役員	
和 良 地 克 茂	日本生命保険相互会社 不動産部投資開発室長	
似 内 志 朗	日本郵政株式会社 不動産部門不動産企画部長	
重 渕 聡 一 郎	福岡地所株式会社 執行役員	
飯 田 耕 平	三菱地所株式会社 九州支店次長	
◇独立行政法人		
岡 田 武 司	独立行政法人 都市再生機構 九州支社 都市再生業務部長	
◇エリアマネジメント団体等		
石 丸 修 平	福岡地域戦略推進協議会 事務局長	
大 石 和 也	天神明治通り街づくり協議会 事務局次長	
飯 田 浩 之	We Love 天神協議会 事務局長	
原 槇 義 之	博多まちづくり推進協議会 事務局長	

整備計画名	福岡都心地域整備計画
-------	------------

都市の国際競争力の強化に関する基本的な方針①					
・建築物の建替え等の更新期を捉え、官民共働で高質なビジネス環境や広域から人を集める魅力づくりを推進し、都心部の国際競争力を高め、商業、文化、国際ビジネスなどの集積を促進する。特に、都心部の核となる天神・渡辺通、博多駅周辺、ウォーターフロントの3地区について、それぞれの都市機能を高めるとともに、回遊性の向上を図り、地区間相互の連携を高める。 ・鉄道駅や高速バス等の広域交通の拠点となる博多駅地区や天神地区では、建築物の更新期を捉え、駅周辺施設(歩行者通路、駐車場・駐輪場、人工地盤等)を整備するなど交通結節機能の充実強化を図るとともに、地域内に位置する国内外の主要都市と直結する博多港国際ターミナルや新幹線博多駅並びに、近接する福岡国際空港の交通拠点機能の更なる強化を図ることで、快適で利便性の高い国際的な拠点都市を目指す。特に、海の玄関口として国内最大の乗降客数を誇り、日本海側拠点港湾にも位置づけられる博多港において、大型クルーズ船の入港などアジアからの人流拡大に対応した国際ターミナル機能の強化を図る。 ・国際的な集客・交流・観光・アジアビジネスをつなぐ拠点として、商業業務機能が高度に集積する天神・渡辺通地区、博多駅周辺エリアでは、建築物の更新期を捉え、ハイクラスのオフィス環境を備えた業務ビルや魅力ある商業・賑わい空間の高度な集積を図る。 ・ウォーターフロントに集積する既存のコンベンション機能とあわせ、国際的なビジネス、会議などの国際交流の場を提供し、快適性を高める交通・商業・文化・交流・宿泊機能等の強化を図る。 ・国際業務拠点の形成を支える、質の高い居住機能、医療機能の導入を図る。 ・災害時でも都市機能の継続性を確保できる高度な防災機能の強化を図る。					
都市の国際競争力の強化のために必要な都市開発事業②					
No	事業名③	事業概要④	実施主体⑤	実施期間(年度)⑥	都市計画に関する事項、又は特例に関する事項 等⑦
①	今泉1丁目地区 (中央児童会館等建替え施設)	約 0.1ha	福岡市 福岡中央児童会館等建 替え整備事業株式会社	H25～H27	
②	JRJP 博多ビル建設事業	約 0.3ha	九州旅客鉄道株式会社・ 日本郵便株式会社	H25～H28	
③	KITTE博多	約 0.5ha	日本郵便株式会社	H25～H28	
④	(仮称)天神ビジネスセンター	約 0.3ha	福岡地所株式会社	H28 着手予定	
⑤	ソラリアプラザ改造工事	約 0.6ha	西日本鉄道株式会社	H25～H27	
※事業の位置は別図の通り					
都市の国際競争力の強化のために必要な公共公益施設の整備に関する事業⑧					
No	事業名①	事業概要②	実施主体③	実施期間(年度)④	都市計画に関する事項、又は特例に関する事項 等⑤
㉔	地下鉄七隈線延伸事業 (天神南～博多)	延長 1.6km	福岡市	H24～H32	
①	拠点間回遊案内強化事業	地下鉄の旅客案内設備の改良 地下鉄空港線・七隈線 乗換案内モニターの設置	福岡市	H24～H26 H27	
㉕	警固公園再整備事業	約 1.1ha	福岡市	H24	
㉖	博多駅周辺浸水対策事業	約 430ha 雨水幹線整備 φ 5,000mm～1,800mm L=約 5.0 km ポンプ場 新設 1 箇所、増強 2 箇所 等	福岡市	H16～H24	
㉗	天神周辺浸水対策事業	約 100ha 雨水幹線整備 φ 5,000mm～3,500mm L=約 3.9 km 等	福岡市	H21～H30	
㉘	明治公園自転車駐車場	自転車 611 台 原付 100 台	福岡市	H25～H26	
㉙	天神明治通り地区地下通路	公共地下通路	民間事業者	H27～H30	
㉚	天神3号線外地下通路・駐輪場 整備事業	公共地下通路 自転車駐車場	福岡市	H27～H29	
㉛	はかた駅前通り再整備事業	歩行者通路	福岡市	H28～H30	
※事業の位置は別図の通り					
上記の事業により整備された公共公益施設の適切な管理のために必要な事項⑨					
・警固公園は、管理者である福岡市とともに同公園の課題に対する取り組みを進めてきた地域の自治協議会、エリアマネジメント組織、警察、ボランティア団体などと連携しながら、天神のまちの魅力的な空間として、また安全・安心なまちづくりのシンボルとして、多くの人々が憩い交流できる空間の維持に努める。					
その他、都市の国際競争力の強化のために必要な都市開発事業及びその施行に関連して必要となる公共公益施設の整備等の推進に関し必要な事項⑩					
・上記の都市開発事業及び公共公益施設の整備にあたっては、国の内外を問わず来街者が誰でも安心して楽しく歩くことができるようユニバーサルで回遊性の高い都市空間を形成するとともに、災害時でも都市機能の継続性を確保できる高度な防災力を備えた都市空間を形成するものとする。 ・活力と存在感に満ちたアジアの拠点都市をめざし、高度で創造的な都市の形成を図るため、地域の外国語による情報発信、海外企業・グローバル人材の受入体制の構築及び支援策の充実など国際的ビジネス環境等改善に資する都市機能の向上に係る取組や、海外に向けたプロモーション・セールス、MICEを通じたビジネス交流・ビジネス機会の創出などのシティセールスに係る取組に努める。					

福岡都心地域<約 4 5 5 ha> うち特定都市再生緊急整備地域<約 2 3 1 ha>



福岡都心地域都市再生緊急整備協議会規約

（設置）

第一条 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号。以下「法」という。）第十九条の規定に基づき、福岡都心地域都市再生緊急整備協議会（以下「協議会」という。）を組織する。

（目的）

第二条 協議会は、福岡都心地域における緊急かつ重点的な市街地の整備に関し必要な協議並びに法第十九条の二第一項に規定する整備計画及び法第十九条の十三第一項に規定する都市再生安全確保計画の作成並びにこれらの計画の実施に係る連絡調整を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第三条 協議会は、以下の各号に掲げる者をもって構成する。

- 一 内閣総理大臣及び法第十九条第一項の規定に基づき内閣総理大臣の委嘱を受けた国の関係行政機関の長
- 二 福岡県知事
- 三 福岡市長
- 四 法第十九条第二項の規定に基づき、一から三までに掲げる者が協議して加えることとした独立行政法人の長、関係民間事業者等

（協議会の会長）

第四条 協議会の会長は、内閣総理大臣とする。

- 2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する協議会の構成員が、その職務を代理する。

（会議の構成）

第五条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、法第十九条第七項の規定に基づき、第三条に掲げる者又はこれらの指名する者をもって構成する。

（会議の議長）

第六条 会議に議長を置き、会議の構成員の互選により選任する。

- 2 議長は、会議の会務を総理し、会議を代表する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめその指名する会議の構成員が、その職務を代理する。

（会議の招集）

第七条 会議は、議長が招集する。

- 2 議長は、必要に応じ会議の構成員以外の者をオブザーバーとして会議に参加させることができる。
- 3 会議の構成員は、あらかじめその指名する者を代理人として会議に出席させることができる。この場合において、代理人が会議に出席したときは、当該構成員は、会議に出席したものとみなす。

（議事）

第八条 議長は、議事を総理する。

- 2 会議は、会議の構成員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 議事は、出席した会議の構成員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 法令により特別の定めがある事項については、前項の規定にかかわらず、法令の規定により決する。
- 5 議長は、会議の議決の結果について、速やかにこれを公表する。

（書面による議事）

第九条 議長は、やむを得ない理由により会議を開くことができない場合においては、事案の概要を記載した書面表決により会議の開催に代えることができる。

（議決権の委任）

第十条 会議に出席できない会議の構成員は、書面をもって表決し、又は他の出席構成員に議決権の行使を委任することができる。この場合においては、その構成員は出席したものとみなす。

（協議結果の尊重）

第十一条 会議において協議が調った事項については、法第十九条第十項の規定に基づき、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

（部会）

第十二条 議長は、特定の区域又は事項に関し必要な協議、調整等を行うため、協議会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、以下の各号に掲げる者又はこれらの指名する職員をもって構成する。
 - 一 内閣総理大臣及び法第十九条第一項の規定に基づき内閣総理大臣の委嘱を受けた国の関係行政機関の長
 - 二 福岡県知事
 - 三 福岡市長

- 四 第三条第四号の規定に基づき加えることとした独立行政法人の長、関係民間事業者等のうち、当該区域又は事項に関連のある者として、一から三まで掲げる者が協議して加えることとした者
- 五 前号に掲げる者のほか、当該区域又は事項に関連のある者として、第一号から第三号までに掲げる者が協議して加えることとした者
- 3 部会に部会長を置き、部会の構成員の互選により選任する。
- 4 部会長は、部会の会務を総理し、部会を代表する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する部会の構成員が、その職務を代理する。
- 6 部会は、部会長が招集し、その議事は、出席した会議の構成員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 7 法令により特別の定めがある事項については、前項の規定にかかわらず、法令の規定により決する。
- 8 部会は、部会の構成員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 9 部会長は、やむを得ない理由により部会を開くことができない場合においては、事案の概要を記載した書面表決により部会の開催に代えることができる。
- 10 部会の構成員は、あらかじめその指名する者を代理人として部会に出席させることができる。この場合において、代理人が部会に出席したときは、当該構成員は、部会に出席したものとみなす。
- 11 部会に出席できない部会の構成員は、書面をもって表決し、又は他の部会に出席する構成員に議決権の行使を委任することができる。この場合においては、その構成員は出席したものとみなす。
- 12 部会長は、協議を行うため特に必要があると認める者に、部会への出席等必要な協力を依頼することができる。
- 13 部会長は、部会の議決の結果について、議長にその結果を報告し、速やかにこれを公表する。
- 14 議長は、部会の議決については、会議での議決を得たものとみなすことができる。
- 15 部会の運営その他必要な事項は、別に定めることができる。

(幹事会)

第十三条 会議、又は部会での議事等を補佐し、必要な協議及び調整等を行うため、別に定めるところにより、協議会に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第十四条 協議会の庶務は、関係者の協力を得て内閣官房において処理する。

- 2 会議の庶務は、議長の所属する団体において処理する。
- 3 部会の庶務は、部会長の所属する団体において処理する。

(雑則)

第十五条 この規約の改正は、議長が会議に諮って行う。

2 法令及びこの規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則

この規約は、平成24年3月28日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年12月15日から施行する。

福岡都心地域都市再生緊急整備協議会会議運営要綱

(趣旨)

第一条 この要綱は、福岡都心地域都市再生緊急整備協議会規約（以下「規約」という。）第十四条第二項に基づき、福岡都心地域都市再生緊急整備協議会会議（以下「会議」という。）の運営の基本に関する事項を定めるものとする。

(会議結果の公表の基本方針)

第二条 規約第八条第五項に規定する公表については、会議終了後すみやかに会議資料、会議要旨に関して福岡市公式ウェブサイトへ掲載するものとする。

附 則

この要綱は、平成24年3月28日から施行する。

(案)

特定都市再生緊急整備地域の整備計画

2019/03/15
2016/03/28

整備計画名	福岡都心地域整備計画
-------	------------

都市の国際競争力の強化に関する基本的な方針 ^㉑					
・ 建築物の建替え等の更新期を捉え、官民共働で高質なビジネス環境や広域から人を集める魅力づくりを推進し、都心部の国際競争力を高め、商業、文化、国際ビジネスなどの集積を促進する。特に、都心部の核となる天神・渡辺通、博多駅周辺、ウォーターフロントの3地区について、それぞれの都市機能を高めるとともに、回遊性の向上を図り、地区間相互の連携を高める。 ・ 鉄道駅や高速バス等の広域交通の拠点となる博多駅地区や天神地区では、建築物の更新期を捉え、駅周辺施設(歩行者通路、駐車場・駐輪場、人工地盤等)を整備するなど交通結節機能の充実強化を図るとともに、地域内に位置する国内外の主要都市と直結する博多港国際ターミナルや新幹線博多駅並びに、近接する福岡国際空港の交通拠点機能の更なる強化を図ることで、快適で利便性の高い国際的な拠点都市を目指す。特に、海の玄関口として国内最大の乗降客数を誇り、日本海側拠点港湾にも位置づけられる博多港において、大型クルーズ船の入港などアジアからの人流拡大に対応した国際ターミナル機能の強化を図る。 ・ 国際的な集客・交流・観光・アジアビジネスをつなぐ拠点として、商業業務機能が高度に集積する天神・渡辺通地区、博多駅周辺エリアでは、建築物の更新期を捉え、ハイクラスのオフィス環境を備えた業務ビルや魅力ある商業・賑わい空間の高度な集積を図る。 ・ ウォーターフロントに集積する既存のコンベンション機能とあわせ、国際的なビジネス、会議などの国際交流の場を提供し、快適性を高める交通・商業・文化・交流・宿泊機能等の強化を図る。 ・ 国際業務拠点の形成を支える、質の高い居住機能、医療機能の導入を図る。 ・ 災害時でも都市機能の継続性を確保できる高度な防災機能の強化を図る。					
都市の国際競争力の強化のために必要な都市開発事業 ^㉒					
No	事業名 ^㉓	事業概要 ^㉔	実施主体 ^㉕	実施期間(年度) ㉖	都市計画に関する事項、又は特例に関する事項 等 ^㉗
①	今泉1丁目地区 (中央児童会館等建替え施設)	約0.1ha	福岡市 福岡中央児童会館等建替え 整備事業株式会社	2013～2015 H25～H27	
②	JRJP 博多ビル建設事業	約0.3ha	九州旅客鉄道株式会社・日 本郵便株式会社	2013～2016 H25～H28	
③	KITTE博多	約0.5ha	日本郵便株式会社	2013～2016 H25～H28	
④	(仮称)天神ビジネスセンター	約0.3ha	福岡地所株式会社	2018～2021 H28 着手予定	
⑤	ソラリアプラザ改造工事	約0.6ha	西日本鉄道株式会社	2013～2015 H25～H27	
⑥	(仮称)福ビル街区建替プロジェクト	約0.6ha	西日本鉄道株式会社	2021 着手予定	
⑦	(仮称)旧大名小学校跡地活用事業	約1.0ha	大名プロジェクト特定目的会社	2019 着手予定	
※事業の位置は別図の通り					
都市の国際競争力の強化のために必要な公共公益施設の整備に関する事業 ^㉘					
No	事業名 ^㉙	事業概要 ^㉚	実施主体 ^㉛	実施期間(年度) ㉜	都市計画に関する事項、又は特例に関する事項 等 ^㉝
㉞	地下鉄七隈線延伸事業 (天神南～博多)	延長 1.6km	福岡市	2012～2022 H24～H32	
㉟	拠点間回遊案内強化事業	地下鉄の旅客案内設備の改良 地下鉄空港線・七隈線 乗換案内モニターの設置	福岡市	2012～2014 H24～H26 H27・2015	
㊱	警固公園再整備事業	約1.1ha	福岡市	H24・2012	
㊲	博多駅周辺浸水対策事業	約430ha 雨水幹線整備 φ5,000mm～1,800mm L=約5.0km ポンプ場 新設1箇所、増強2箇所 等	福岡市	2004～2012 H16～H24	
㊳	天神周辺浸水対策事業	約499.180ha 雨水幹線整備 φ5,000mm～3,500.1650mm L=約3.96.5km 等	福岡市	2009～2026 H21～H30	
㊴	明治公園自転車駐車場	自転車611台 原付100台	福岡市	2013～2014 H25～H26	
㊵	天神明治通り地区地下通路	公共地下通路	民間事業者	2015～2021 H27～H30	
㊶	天神3号線外地下通路・駐輪場整備 事業	公共地下通路 自転車駐車場	福岡市	2015～2018 H27～H29	
㊷	はかた駅前通り再整備事業	歩行者通路	福岡市	2016～2022 H28～H30	
※事業の位置は別図の通り					
上記の事業により整備された公共公益施設の適切な管理のために必要な事項 ^㉞					

・警固公園は、管理者である福岡市とともに同公園の課題に対する取り組みを進めてきた地域の自治協議会、エリアマネジメント組織、警察、ボランティア団体などと連携しながら、天神のまちの魅力的な空間として、また安全・安心なまちづくりのシンボルとして、多くの人々が憩い交流できる空間の維持に努める。
その他、都市の国際競争力の強化のために必要な都市開発事業及びその施行に関連して必要となる公共公益施設の整備等の推進に関し必要な事項㊦ ・上記の都市開発事業及び公共公益施設の整備にあたっては、国の内外を問わず来街者が誰でも安心して楽しく歩くことができるようユニバーサルで回遊性の高い都市空間を形成するとともに、災害時でも都市機能の継続性を確保できる高度な防災力を備えた都市空間を形成するものとする。 ・活力と存在感に満ちたアジアの拠点都市をめざし、高度で創造的な都市の形成を図るため、地域の外国語による情報発信、海外企業・グローバル人材の受入体制の構築及び支援策の充実など国際的ビジネス環境等改善に資する都市機能の向上に係る取組や、海外に向けたプロモーション・セールス、MICEを通じたビジネス交流・ビジネス機会の創出などのシティセールスに係る取組に努める。

(変更案)

福岡都心地域<約 4 5 5 ha> うち特定都市再生緊急整備地域<約 2 3 1 ha>

